



**措置法の適用誤りに税理士職業賠償責任保険支払い認める！**  
～免責特約条項の「納付すべき税額が過少であった場合」の解釈～

税理士職業賠償責任保険の税理士特約条項第5条では、「納付すべき税額が過少であった場合」、修正申告等により納付すべきこととなる、本来納付すべき税額については保険金を支払わないとしています。

今回は、租税特別措置法の特別償却の規定の適用を誤り、本来より多くの税額を免れていたため、全額について修正申告をした場合、正しい規定を適用していれば免れることができたはずの税額分について、裁判所が「納付すべき税額が過少であった場合」に当たらないとする新たな解釈をして、保険金の支払いを認めた事例を紹介します（平成12年9月22日東京地裁・TAINコードZ999-0049）（「金融・商事判例」1134号57頁）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

税理士である原告は、顧問先K社の申告に当たり、電子機器利用設備について租税特別措置法第42条の6〔電子機器利用設備の特別償却〕を適用すべきところ、誤って同法第42条の7第13項〔高度化機械等の特別償却〕を適用することを意図し、さらに13項が1項に統合されたと誤信して、確定申告書を作成した結果、K社は本件設備の取得価額の30%相当額を損金に算入し、法人税・市民税計342万0200円の納付を免れていたところ、誤りを指摘され、全額について修正申告をしました。

本来、措置法第42条の6を適用すれば、K社は法人税・市民税計 212万8100円の納付を免れることができたが、修正申告については宥恕規定が設けられていないため、この部分についてはK社の損害となり、原告は損害賠償請求を受けました。

原告は、税理士職業賠償責任保険契約に基づいて保険会社である被告に保険金の支払を請求したのに対し、被告は免責事由の存在を主張して争いとなりました。

裁判所は次の理由により、212万8100円の保険金の支払いをすべきであると判断しました。

1. 修正申告により納付した342万0200円は、本件保険契約の税理士特約を文理解釈する限り、その5条にいう「本来納付すべき金額」に当たると解することができるが、一方、「納付すべき税額が過少であった場合」の解釈としては、修正申告との対比の場合と本来納付すべき税額との対比の2通りの解釈が可能であって、342万0200円のうち、212万8100円については、修正申告との関係では過少となるが、本来納付すべき金額との関係では過大申告となる部分である。
2. 「本来納付すべき金額」の解釈については、被告が作成交付しているパンフレットに記載があるもので、約款の免責条項の本文にはなく、必ずしも明確でないことなどからすると、過大申告部分については、保険によるてん補を一律に否定することは、約款の文言の合理的解釈として、また、保険契約締結に当たっての被保険者側の認識からしても、必ずしも相当とはいえないというべきである。
3. 免責条項の合理的解釈としては、過少申告部分については、原告の過失の程度にかかわらず当然に免責の対象とすべきといえるが、過大申告部分については、本来適用すべき規定の適用を怠ったことにつき故意又は重過失があった場合に限って免責の対象とするものと解するのが相当である。
4. 原告が誤って措置法第42条の7第1項の適用があるものとして申告をしたことは改定前の申告書用紙を使ったことに端を発しているとはいえ、地元の税務署に電話で確認した際の担当者の回答を鵜呑みにしたことが原因となっているのであって、原告の過失自体は軽過失に留まるものといえる（原告が主張するように税理士は依頼者の利益になるよう本来納めなくてもよい税金は納めずに済むよう税務処理するのが通常であることからすると、何らかの過少申告の要素があるからといって、それだけで保険金の支払を一律に否定することは、逆の意味で税理士の業務遂行に支障を来しかねず、納税者の側に立った適正な税の申告納付に悪影響を及ぼす可能性すらありうるというべきである。）。  
……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判例について詳細（全文・A4版7枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。